

～園を利用する注意事項について（お願い）～

【保育時間について】

保育園は、保護者の就労等の理由によりお子さんの保育が必要な間、お子さんをお預かりする施設です。休日以外にお子さんの体調不良等の場合は、ご家庭で保育をお願いすることがあります。また、お子さんの急な発熱やけが等の場合には、職場等に連絡をして早めにお迎えに来ていただくこともあります。ご理解とご協力をお願いいたします。

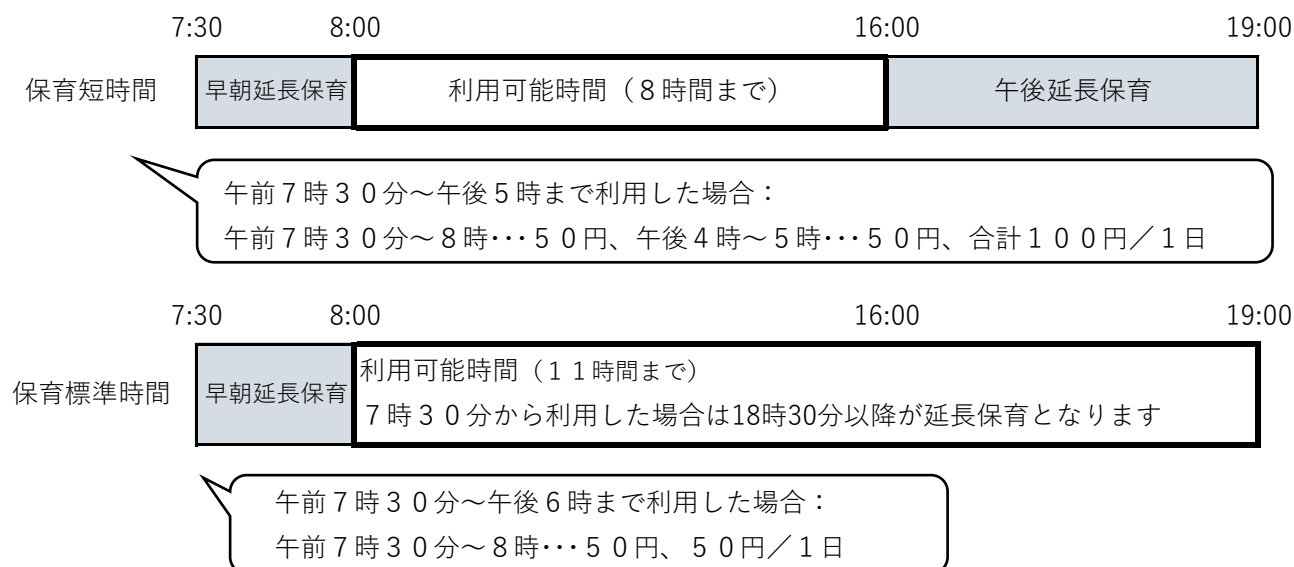
【延長利用】

・就労等の認定区分の時間帯を超えて保育を利用する場合は、開所時間の範囲内で延長保育を利用することができます。

・延長保育を利用する場合は、別途延長保育料がかかります。

保育必要量区分	早朝延長保育		午後延長保育	
保育短時間	開園時間～午前8時	50円	午後4時～閉園時間	50円／1時間につき
保育標準時間	開園時間～午前8時	50円	11時間以上利用する場合	50円

【保育利用時間・延長保育時間の例（公立園の場合）】



『適正利用』にご協力をお願いします

通勤時間を含めた就労時間が保育の時間となります。

保育の必要量は、最大時間です。ご家庭の状況に応じた保育が必要な範囲でご利用ください。

求職活動に支障のない時は、家庭保育または早めのお迎えをお願いします。

仕事がお休みの日は原則として家庭保育をお願いします。

お買い物、きょうだいの習い事等の送迎は、お子さまのお迎え後をお願いします。

テレワーク等在宅勤務中の場合、終業後、速やかにお迎えをお願いします。

【保育の希望理由が求職活動の方】

求職活動の理由で園を利用している場合、支給認定期間は90日間です。また求職活動中の保育時間は短時間（8時30分から16時）です。

※毎月20日までに1か月分の活動内容を求職活動報告書に記入し、在園している園に提出してください。

※就労が決まったら、就労証明書を在園している園に提出してください。また就労時間によって標準時間を希望する方は、教育・保育給付認定変更認定申請書を併せて提出してください。

【変更等の手続き】

以下の変更や変更の希望がある場合は、速やかに通園している園またはこども支援課へ「教育・保育給付認定変更認定申請書」と必要な添付書類を提出してください。

- ①入園後に住所、勤務先、勤務時間、家族構成等に変更がある場合
- ②育児休業を取得または終了した場合
- ③就労等の理由により、保育必要量の変更（保育標準時間から保育短時間への変更等）を希望する場合
- ④求職活動等の理由で教育・保育給付認定の有効期間が切れる場合

※申請締め切りは変更を希望する前月20日までとなります。

※保育必要量、また保育料に変更がある場合は、翌月1日から適応となります。ただし、21日から月末申請の場合は、翌々月1日からとなります。

※実際の保育時間や緊急の連絡先等に変更のある場合は、在籍している園へ必ずご連絡をしてください。

【退園となる場合】

○保育の必要性の理由がなくなった場合、または認定期間が満了になった場合は、退園となります。（3号認定の期間が満了になった場合は、自動的に2号認定に更新となります。）

○市外に転出する場合は、原則、転出日を属する日までの在籍となります。（翌日実施解除日となります）転出予定のある方は、早めにこども支援課へご相談ください。

【現況届の提出】

保育の必要性の理由、次年度の在園継続確認書と保育料の算出及び副食費徴収の有無を確認するにあたり、「在園継続確認書（現況届）及び課税状況閲覧承認書」を年に1度提出いただいております。特別な理由なく期限までに提出がない場合は、退園となることがあります。

【育児休業中の場合の継続利用について】

育児休業は、保育の必要性の理由には該当しませんが、育児休業開始前にすでに保育園等を利用しているお子さんについては、保護者が下のお子さんの育児休業を取得する場合、育児休業期間中も保育園等の継続利用を認めています。

育児休業を取得した際は、速やかに「就労証明書（育児休業期間の記載があるもの）」と「教育・保育給付認定変更認定申請書」を併せて提出してください。育児休業中は「保育短時間」の認定となります。